

文京区公衆浴場法施行条例等及び文京区旅館業法施行条例等の改正について（素案）

1 改正の主な事項について

レジオネラ症対策の強化

2 改正の考え方

文京区管内の公衆浴場及び旅館業における入浴施設の衛生に係る事項については、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 137 条）及び旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に定められているほか、「文京区公衆浴場法施行条例」（平成 24 年 3 月 6 日条例第 12 号。以下「公衆浴場施行条例」という。）等及び「文京区旅館業法施行条例」（平成 24 年 3 月 6 日条例第 11 号。以下「旅館業法施行条例」という。）等により規定している。

国は、入浴施設のレジオネラ症対策に関する厚生労働科学研究で、最新の知見等が得られたこと等を踏まえ、公衆浴場及び旅館業における維持管理の指導指針である公衆浴場における衛生等管理要領及び旅館業における衛生等管理要領（以下これらを「衛生等管理要領」という。）を令和元年 9 月 19 日に改正し、都道府県等が行う規定整備のための技術的助言として示した。

そのため、文京区では、衛生等管理要領の改正趣旨を踏まえ、公衆浴場施行条例等及び旅館業法施行条例等に定める構造設備及び衛生措置の基準を見直し、レジオネラ症対策を強化する。

3 改正内容

(1) 貯湯槽の衛生措置基準を改正

公衆浴場施行条例：第 4 条第 11 号関係、旅館業法施行条例：第 4 条第 8 号エ関係
より適切に清掃及び消毒が実施できるよう、ぬめり等の除去について、規定を追加する。

(2) 気泡発生装置等の構造設備基準を新設

公衆浴場施行条例：第 4 条関係、旅館業法施行条例：第 4 条関係
たまり水や汚れを適切に除去できるよう、点検、清掃及び排水について、新たに規定する。

(3) 調節槽の衛生措置基準を新設

公衆浴場施行条例：第 4 条関係
調節槽から供給される温水の衛生を確保できるよう、定期的な点検、清掃及び消毒を実施し、ぬめり等を除去する旨を新たに規定する。

- ・ 点検（随時）
- ・ 清掃（1 回以上／年）
- ・ 消毒（1 回以上／週）

※調節槽：洗い場のシャワーや湯栓に適温の湯を送るため、湯と水を混ぜて温度を調節する槽のこと。

(4) 浴槽水の消毒の衛生措置基準を改正

公衆浴場施行条例：第4条第7号関係、旅館業法施行条例：第4条第8号オ関係

現行の条例では、浴槽水の消毒方法の例外として「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等」と規定しているが、浴槽水の消毒が適切に行われるよう、条例等においてその方法を明確にする。

- ・ モノクロラミン消毒（濃度3 mg/L以上）など

※モノクロラミン消毒：温泉等のアルカリ条件下（pH8から10まで）で、殺菌効果が期待できる。

4 施行時期について

令和4年1月1日（予定）